

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2564号

平成26年4月22日火曜日 第2564号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 登録研修機関の登録 | | (障害社 | 畐祉課) | | 324 |
|--|----------------|-----------------------|-------|---------|-----|
| 保安林予定森林にする旨の通知 | | (森林藝 | 整備課) | | 325 |
| 保安林の指定 | | (/ | ") | | 325 |
| 公有水面埋立免許 | | (港湾洋 | 毎岸課) | | 325 |
| 公共測量の終了の通知 | | (道路約 | (推持課 | | 326 |
| 指定障害児通所支援事業者の指定(| (東予地方) | 司地域? | 畐祉課) | | 326 |
| 指定居宅サービス事業者の指定(| | " |) | | 326 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定(| | " |) | | 327 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定(| | " |) | | 327 |
| 指定居宅サービス事業の廃止(| | " |) | | 327 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止(| | " |) | | 328 |
| 介護老人保健施設の廃止(| | " |) | | 328 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定(| | " |) | | 328 |
| 指定障害福祉サービス事業の廃止(| | " |) | | 328 |
| 指定障害者支援施設の指定(| | " |) | | 329 |
| 指定障害者支援施設の指定の辞退(| | " |) | | 329 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(| (東予地方) | 司農村藝 | 整備課) | | 329 |
| 指定居宅サービス事業の廃止(| (中予地方) | 司地域社 | 畐祉課) | | 329 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止(| | " |) | | 330 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(6件)(中予 | P地方局農 | 吋整備第 | 第一課) | | 330 |
| 土地改良区役員の住所の変更の届出(| " | |) | | 332 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定(| (南予地方) | 司地域社 | 畐祉課) | | 332 |
| 指定居宅サービス事業の廃止(| | " |) | | 332 |
| 指定居宅介護支援事業の廃止(| | " |) | | 333 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止(| | " |) | | 333 |
| 指定介護老人福祉施設の指定の辞退(| | " |) | | 333 |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退(| | " |) | | 333 |
| 土地改良区の定款変更の認可(2件)(| (南予地方) | 司農村藝 | 整備課) | | 334 |
| 道路の供用開始(県道蔵川大谷線)(南予 | 予地方局大 流 | 州土木 | 事務所) | | 334 |
| 医師の指定(| (身体障害 | 者更生村 | 目談所) | | 334 |
| 指定医師の所在地の変更(| | " |) | | 334 |
| 指定医師の辞退の届出(| | " |) | | 335 |
| 公告 | | | | | |
| 世税支員証の無効公告 | | <i>(</i> 1 | ☆経筆■~ | | 325 |
| 国権受員証の無効公日 第三次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託 | | | | | |
| 第三次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービスの調達 | | - | - | | |
| ルー// M M I J I J I I V 全+T 口 M M I C M V C M M V C M M D M M M M M M M M M M M M M M M M | | , , | , | • • • • | ردد |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第493号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 登録を受けた者の名称 | かく: 喀 : | 痰吸引等研修の | 業務を行う | 事業所 | | 登録年月日 | がくたん 喀痰吸引等研修の課程 |
|--------------------------|--------------------|---------|-------|------|---------|------------|--|
| | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 豆虾牛月口 | 格検収5 寺研修の課任 |
| 一般社団法人在宅ケアセンタ ーひなたぼっこ | 一般社団法人在 一ひなたぼっこ | | 松山市平井 | 町甲32 | 250番地 5 | 平成26年4月11日 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修 |

○愛媛県告示第494号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市菅田町大竹字堀切乙218、字中ノ谷乙219、字大谷乙220、乙221の1から乙221の3まで、乙222、乙227、乙228、字ジョン乙223から乙226まで、字カツラサコ乙230から乙235まで、字大地ヶ谷乙236の5、乙236の7から乙236から11まで、乙237の1、乙237の2、乙238、字ジガン房乙240

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第495号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成26年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

東温市滑川字伊野曽甲838の1、甲838の3、甲839、字シロへ 山丁24、字氷谷山丁25、河之内字井ノ曽甲133、甲134、甲136か ら甲140まで、甲142の2、字水谷乙232の1、乙232の2、乙233、 乙234、乙236、乙237の2、乙239の1、乙239の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊野曽甲838の1・甲839・字シロへ山丁24・字井ノ曽甲133・甲134・甲138・甲139・字 水 谷 乙232の2・乙237の2 (以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、字伊野曽甲838の3、字氷谷山丁25

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第496号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成26年 4 月22日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2 代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

松山市由良町乙282番13から乙282番5までの地先公有水面 イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+338メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域及び8点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点から8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+338メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島 由良字北浦90番地の1)は、北緯33度54分22 9167秒、東経 132度40分43 4357秒の地点

1工区

1点は、基点から真北202度57分12秒1,134.14メートルの地点

2点は、1点から真北49度39分05秒0.69メートルの地点

3点は、2点から真北140度23分06秒5 97メートルの地点

4点は、3点から真北143度36分00秒3 88メートルの地点

5点は、4点から真北147度48分20秒4 24メートルの地点

6点は、5点から真北314度26分42秒2.70メートルの地点

7点は、6点から真北306度47分48秒4 54メートルの地点 2 工区

8点は、基点から真北203度14分43秒1,197 32メートルの 地点

9点は、8点から真北288度53分04秒1 81メートルの地点 10点は、9点から真北295度48分50秒6 35メートルの地点 11点は、10点から真北299度31分06秒8 00メートルの地点 12点は、11点から真北297度53分34秒16 73メートルの地点 13点は、12点から真北297度44分10秒15 40メートルの地点 14点は、13点から真北72度33分40秒1 53メートルの地点 15点は、14点から真北72度33分40秒1 53メートルの地点 16点は、15点から真北119度26分21秒10 77メートルの地点 16点は、15点から真北35度40分48秒2 06メートルの地点 17点は、16点から真北32度27分49秒3 42メートルの地点 18点は、17点から真北92度27分49秒3 42メートルの地点 19点は、18点から真北110度32分13秒5 98メートルの地点 20点は、19点から真北183度35分07秒1 62メートルの地点 21点は、20点から真北119度40分24秒4 86メートルの地点 22点は、21点から真北55度33分20秒1 75メートルの地点 23点は、22点から真北11段11分28秒4 62メートルの地点 23点は、22点から真北11段11分28秒4 62メートルの地点

ウ 面積

1 工区 16 61平方メートル 2 工区 209 69平方メートル 合計 226 30平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市由良町乙282番13から乙282番3までの地先公有水面 及び陸域

イ 区域

次のA点からR点を順次直線で結んだ線並びにR点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島 由良字北浦90番地の1)は、北緯33度54分22 9167秒、東経 132度40分43 4357秒の地点

A点は、基点から真北205度34分25秒1,115 36メートルの 地点

B点は、A点から真北53度48分00秒109 88メートルの地点 C点は、B点から真北143度36分01秒125 .19メートルの地 5

D点は、C点から真北233度43分26秒110.16メートルの地点

E点は、D点から真北157度33分43秒84 55メートルの地点 F点は、E点から真北254度58分25秒103 68メートルの地 5

G点は、F点から真北297度53分34秒98 36メートルの地点 H点は、G点から真北1度57分24秒111 97メートルの地点 I点は、H点から真北82度03分26秒13 84メートルの地点 J点は、I点から真北98度44分51秒10 66メートルの地点 K点は、J点から真北119度19分01秒34 85メートルの地点 L点は、K点から真北110度19分01秒34 85メートルの地点 M点は、L点から真北117度45分33秒28 86メートルの地点 M点は、M点から真北17度45分33秒28 86メートルの地点 N点は、M点から真北77度17分43秒12 .12メートルの地点 O点は、N点から真北18度15分56秒13 81メートルの地点 P点は、O点から真北322度54分27秒17 85メートルの地点 Q点は、P点から真北322度54分23秒16 .13メートルの地点 R点は、O点から真北323度24分21秒29 88メートルの地点

ウ面積

34,200.01平方メートル

- 3 埋立地の用途道路用地 約226 30平方メートル
- 4 埋立免許年月日平成26年4月15日

○愛媛県告示第497号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)

2 作業期間 平成25年11月1日から

平成26年3月31日まで

3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第498号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号 | 指定障害 | 児 通 所 支 援 | 事 業 者 | 指定障害児通 | 指定障害児通 | 所支援事業所 | 指定日 |
|------------|----------|-----------------------------|---------|----------------|------------|------------------------|---------------|
| 争耒白笛写 | 氏名又は名称 | 主たる事務所 の 所 在 地 代表者の氏名 所支 | | 所支援の種類 | 名 称 | 所 在 地 | 年月日 |
| 3850200118 | 株式会社まる | 今治市菊間町浜1272番 地 | 貝 崎 哲 也 | 放課後等デイ サービス | ゆいまーる | 今治市東村南 1 丁目10 番48号 | 平成26年 4月1日 |
| 3850500145 | 株式会社ぴのきお | 新居浜市西の土居町 1 丁目 2番22号 | 沖 野 勝 広 | 放課後等デイ サービス | 放課後クラブぴのきお | 新居浜市坂井町 3 丁目 6 番35号 | 平成26年 4月1日 |

○愛媛県告示第499号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指 | 定 | 居 | 宅 | Ħ | - | Ľ | ス | 事 | 業 | 所 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|-----------------------------|------|-----|------|-----|----|---|------|--------------|------|-------|--------|------------|----------|
| 名称又は氏名 | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | 拍处平月口 | リーこ人の種類 |
| 株式会社新居浜愛媛画材 | 爽快SO | UKA | I | | | 愛 | 媛県新原 | 居浜市 : | 若水町- | 一丁目 | 1 番14号 | 平成26年3月1日 | 福祉用具貸与 |
| 株式会社新居浜愛媛画材 | 爽快SC | UKA | I | | | 愛 | 媛県新原 | 居浜市: | 若水町- | 一丁目 | 1 番14号 | 平成26年3月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 社会福祉法人愛美会 | 短期入所 | 生活介 | ·護事業 | 新三島 | の杜 | 愛 | 媛県四国 | 国中央 | 市上柏田 | 丁202番 | 地 1 | 平成26年3月31日 | 短期入所生活介護 |

○愛媛県告示第500号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 | 定 | 居 | 宅 | 介 | 護 | 支 | 援 | 事 | 業 | 所 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|------|------|----------|-----|------|------|---------------|-----|------|------|------|------------|---------|
| 指足店七川護又抜争耒旬の右仰 | 名 | | | | 称 | J | 所 | | 在 | | 地 | 拍处平月口 | リーこ人の種類 |
| 社会福祉法人日親会 | 居宅介護 | 支援事 | 業所ラ | ・ファ | ミーユス | 2 愛媛 | 景字》 | 台市小 | 泉一丁[| 目7番5 | 也12号 | 平成26年3月21日 | 居宅介護支援 |
| 合同会社ブルーム | 合同会社 | :ブルー | ل | | | | 景県今泊 1山101 | | 山三丁目 | ∃9番 | 4号リー | 平成26年3月25日 | 居宅介護支援 |

· (11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11 - - 11

○愛媛県告示第501号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定介護予防サービス事業者の | 指 | 定 | 介 | 護 | 予 | 防 | サ | - | ビ | ス | 事 | 業 | 所 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------------|------|-------|----|-----|-----|----|---|-------|-----|-------|---------|------|--------|------------|------------------|
| 名 称 又 は 氏 名 | 名 | | | | | 称 | | 所 在 地 | | 拍化牛月口 | リーに入り作業 | | | | |
| 株式会社新居浜愛媛画材 | 爽快S(| O U K | ΑI | | | | 至 | 髮媛県新 | 居浜 | 市若久 | 大町— | 丁目 | 1 番14号 | 平成26年3月1日 | 介護予防福祉用具 貸与 |
| 株式会社新居浜愛媛画材 | 爽快S(| O U K | ΑI | | | | 2 | 愛媛県第 | 居浜 | 市若久 | 大町— | 丁目 | 1 番14号 | 平成26年3月1日 | 特定介護予防福祉 用具販売 |
| 社会福祉法人愛美会 | 短期入戶 | 听生活 | 介護 | 事業所 | 三島の | の杜 | 翌 | ፼緩県□ | 1国中 | 央市_ | 上柏町 | 202番 | 地 1 | 平成26年3月31日 | 介護予防短期入所 生活介護 |

○愛媛県告示第502号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指定居宅サー | - ビ ス 事 業 所 | 廃止年月日 サービスの種類 |
|-----------------------------|-------------------|--------------------|------------------------------|
| 名称又は氏名 | 名称 | 所 在 地 | 廃止牛月日 りーころの程規 |
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年 3 月31日 訪問リハビリテー ション |
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年 3 月31日 通所リハビリテー ション |
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年3月31日 短期入所療養介護 |
| 社会福祉法人愛美会 | デイ・サービスセンター「むらまつ」 | 愛媛県四国中央市村松町781番地 1 | 平成26年 3 月31日 通所介護 |
| 社会福祉法人藤寿会 | 指定訪問介護事業所つばき | 愛媛県今治市玉川町畑寺甲15番地 1 | 平成26年 3 月31日 訪問介護 |

○愛媛県告示第503号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指定介護予防 | サービス事業所 | 廃止年月日 サービス | の種類 |
|-------------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|--------------|
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年 3 月31日 介護予防記 ビリテーシ | 問リハ /ョン |
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年 3 月31日 介護予防逃 ビリテーシ | 動所リハ ノョン |
| 社会福祉法人愛美会 | 老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年 3 月31日 介護予防短療養介護 | 期入所 |
| 社会福祉法人愛美会 | デイ・サービスセンター「むらまつ」 | 愛媛県四国中央市村松町781番地 1 | 平成26年3月31日 介護予防迫 | 通 所介護 |
| 社会福祉法人藤寿会 | 指定訪問介護事業所つばき | 愛媛県今治市玉川町畑寺甲15番地 1 | 平成26年3月31日 介護予防記 | 訪問介護 |

○愛媛県告示第504号

介護保険法(平成9年法律第123号)第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。 平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 介護老人保健施設の開設者の | 介 | 護 | 老 | 人 | 保 | 健 | 施 | 設 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------------|---|--------------|---|---|------|-------|------|--------|--------------|----------|
| 名称又は氏名 | 名 | | | 称 | 所 | 7 | 在 | 地 | 廃业平月口 | リーころの程規 |
| 社会福祉法人愛美会 老人保健施証 | | も設アイリ | ス | | 愛媛県四 | 国中央市. | 上分町乙 | 8 番地 3 | 平成26年3月31日 | 介護老人保健施設 |

○愛媛県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号 | 指定障害 | 届 祉 サ ー ビ ス | 事 業 者 | 指定障害福祉 | 指定障害福祉: | 指定日 | |
|------------|------------|---------------------|--------|--------------|-------------------|----------------------|---------------|
| 争耒白留写 | 氏名又は名称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 代表者の氏名 | サービスの種類 | 名 称 | 所 在 地 | 年月日 |
| 3810500599 | 社会福祉法人わかば会 | 新居浜市船木甲741番 地の1 | 久 米 浩 | 短期入所 | 障がい者支援施設くす のき園 | 新居浜市萩生1834番地 の1 | 平成26年 4月1日 |
| 3810500607 | 社会福祉法人花咲会 | 新居浜市下泉町2丁目 7番25号 | 藤田五郎 | 就労継続支援 B型 | つぼみ | 新居浜市喜光地町1丁 目6番34号 | 平成26年 4月1日 |

○愛媛県告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号 | 指定障害 | 届 祉 サ ー ビ ス | 事 業 者 | 指定障害福祉 | 廃止に係る指定障害 | 廃 止年月日 | |
|------------|-------------|--------------------|--------|---------|------------|-----------------------|----------------|
| 争耒白留写 | 氏名又は名称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 代表者の氏名 | サービスの種類 | 名 称 | 所 在 地 | 年月日 |
| 3810500136 | 新居浜市 | 新居浜市一宮町1丁目 5番1号 | 石川勝行 | 短期入所 | 新居浜市立くすのき園 | 新居浜市萩生1834番地 の 1 | 平成26年 3月31日 |
| 3810500227 | 社会福祉法人すいよう会 | 新居浜市郷甲687番地 | 渡辺由美子 | 短期入所 | 短期入所すいよう | 新居浜市郷 4 丁目 9 番 43号 | 平成26年 3月31日 |

| 3820500035 | 社会福祉法人すいよう会 | 新居浜市郷甲687番地 | 渡 | 辺 | 由美子 | 共同生活介護 | ケアホームすいよう | 新居浜市郷4丁目9番 43号 | 平成26年 3 月31日 |
|------------|----------------------|-----------------------------------|---|---|-----|--------|-----------------|------------------------|-----------------|
| 3820200024 | 社会福祉法人今治福祉 施設協会 | 今治市南宝来町1丁目 9番地8今治市総合福 祉センター | 藤 | 野 | 誠 | 共同生活援助 | グループホームうずし お | 今治市山口甲5番地2 | 平成26年 3月31日 |
| 3820200073 | 社会福祉法人今治福祉 施設協会 | 今治市南宝来町1丁目 9番地8今治市総合福 祉センター | 藤 | 野 | 誠 | 共同生活援助 | グループホームさぎそ う | 今治市町谷甲688番地 12 | 平成26年 3月31日 |
| 3820200081 | 社会福祉法人今治福祉 施設協会 | 今治市南宝来町1丁目 9番地8今治市総合福 祉センター | 藤 | 野 | 誠 | 共同生活援助 | グループホームまきば | 今治市町谷甲688番地 12 | 平成26年 3月31日 |
| 3820200263 | 社会福祉法人今治福祉 施設協会 | 今治市南宝来町1丁目 9番地8今治市総合福 祉センター | 藤 | 野 | 誠 | 共同生活援助 | しおかぜ | 今治市八町東5丁目6番31号 | 平成26年 3月31日 |
| 3820200271 | 社会福祉法人で・ふ・か | 今治市常盤町 5 丁目 2 番39号 | 眞 | 鍋 | 誠子 | 共同生活援助 | うっとこ | 今治市片山4丁目6番 23号 | 平成26年 3月31日 |
| 3821300047 | 社会福祉法人澄心 | 四国中央市豊岡町大町 2005番地 1 | 武 | 村 | 志 延 | 共同生活援助 | イーオラス | 四国中央市豊岡町大町 2005番地 1 | 平成26年 3月31日 |
| 3810200406 | 特定非営利活動法人す くらむハート | 今治市町谷甲247番地 1 | 渡 | 部 | 雄一朗 | 就労移行支援 | 多機能型事業所すくらむハート | 今治市町谷甲247番地 1 | 平成26年 3月31日 |

○愛媛県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号 | 指定障害者 | 舌 支 援 施 設 の | 設 置 者 | 施設障害福祉 | 指定障害者 | 首 支 援 施 設 | 指 定 |
|------------|------------|--------------------|--------|---------|-------------------|--------------------|---------------|
| 争耒白笛写 | 名 称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 代表者の氏名 | サービスの種類 | 名 称 | 設置の場所 | 年月日 |
| 3810500599 | 社会福祉法人わかば会 | 新居浜市船木甲741番 地の1 | 久 米 浩 | 生活介護 | 障がい者支援施設くす のき園 | 新居浜市萩生1834番地 の1 | 平成26年 4月1日 |
| 3810500599 | 社会福祉法人わかば会 | 新居浜市船木甲741番 地の1 | 久 米 浩 | 施設入所支援 | 障がい者支援施設くす のき園 | 新居浜市萩生1834番地 の1 | 平成26年 4月1日 |

○愛媛県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号 | 指 定 障 害 | 者 支 援 施 設 の | 設 置 者 | 施設障害福祉 | 辞退に係る指定障害者支援施設 | | | |
|------------|---------|--------------------|---------|---------|----------------|--------------------|-----------------|--|
| 争耒有留写 | 名 称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 代表者の氏名 | サービスの種類 | 名 称 | 設置の場所 | 辞 退 年月日 | |
| 3810500136 | 新居浜市 | 新居浜市一宮町1丁目 5番1号 | 石川勝行 | 生活介護 | 新居浜市立くすのき園 | 新居浜市萩生1834番地 の1 | 平成26年 3 月31日 | |
| 3810500136 | 新居浜市 | 新居浜市一宮町1丁目 5番1号 | 石 川 勝 行 | 施設入所支援 | 新居浜市立くすのき園 | 新居浜市萩生1834番地 の1 | 平成26年 3 月31日 | |

○愛媛県告示第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

退任

| 役員の種類 | 氏 名 | | 住 | 所 |
|-------|-----|----|--------------|---|
| 理事 | 松木 | 忠司 | 西条市楠甲615番地 2 | |

○愛媛県告示第510号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

| 指定居宅サービス事業者の | 指 | 定 | 居 | 宅 | サ | - Ľ | ス | 事 | 業 | 所 | 廃止年月日 | サービスの種類 | |
|-------------------------|------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|--------|--------------|---------|--|
| 指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名 | 名 | | | | 称 | 所 | | 在 | | 地 | 廃业平月口 | リーこ人の種類 | |
| サポートエヒメ株式会社 | 太陽がい | つぱい | 0 | | | 愛媛県伊 | 予郡松 | 前町上 | 高柳57 | 5番地 3 | 平成26年3月31日 | 通所介護 | |
| サポートエヒメ株式会社 | ヘルパー | ステー | ション | 太陽がし | ハっぱい | 愛媛県伊 | 予郡松 | 前町大 | 字上高 | ·柳575番 | 平成26年3月31日 | 訪問介護 | |

○愛媛県告示第511号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

| 指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名 | 指 | 定 | 介 | 護 | 予 | 防 | サ | _ | ビ | ス | 事 | 業 | 所 | 廃止年月日 | サービスの種類 | |
|-------------------------------|------|-----|---------|-----|-----|-----|--------|----------|----|-----|-----|------|-------|-----------------|----------|--|
| 名称又は氏名 | 名 | | | | | 称 | | 所 | | 7 | Έ | | 地 | 廃止 平 月 口 | リーヒ人の俚無 | |
| サポートエヒメ株式会社 | 太陽がし | いば | .ًال ۱° | | | | 愛如 | 爰県伊 | 予郡 | 松前町 | 盯上高 | 柳575 | 番地 3 | 平成26年3月31日 | 介護予防通所介護 | |
| サポートエヒメ株式会社 | ヘルパ- | -ステ | ーショ | ン太に | 陽がし | いぱい | 1。愛妙地: | 缓県伊 3 | 予郡 | 松前 | 町大学 | 上高 | 柳575番 | 平成26年 3 月31日 | 介護予防訪問介護 | |

○愛媛県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 | | | 名 | 住 | 所 |
|-------|---|---|----|----|-----------------|---|
| 理事 | ± | 屋 | 孝 | 雄 | 松山市東垣生町516番地 | |
| " | 藤 | 崎 | | 温 | 松山市東垣生町579番地 | |
| " | 木 | 村 | 政 | 寛 | 松山市東垣生町93番地 1 | |
| " | 廣 | 田 | 友 | 作 | 松山市西垣生町1236番地 1 | |
| " | 藤 | 村 | 恒 | 味 | 松山市西垣生町1064番地 2 | |
| " | 大 | 原 | 泰 | 夫 | 松山市西垣生町888番地4 | |
| " | 大 | 原 | 久 | 直 | 松山市西垣生町1713番地8 | |
| " | 中 | 矢 | 和 | 幸 | 松山市西垣生町1289番地 | |
| 監事 | 秀 | 野 | 俊え | 之助 | 松山市東垣生町552番地 | |
| " | 福 | 岡 | Ξ | 郎 | 松山市東垣生町36番地4 | |
| " | 木 | 村 | 不二 | 夫 | 松山市西垣生町404番地 | |
| " | 中 | 矢 | 進 | 策 | 松山市西垣生町1508番地 | |
| " | Ξ | 原 | 國 | 弘 | 松山市西垣生町640番地 1 | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|----|-----|-----------------|---|
| 理事 | 中矢 | 孝 一 | 松山市西垣生町447番地 1 | |
| " | 中矢 | 幸晴 | 松山市西垣生町1445番地 2 | |
| " | 八塚 | 俊男 | 松山市西垣生町679番地 1 | |
| " | 中矢 | 俊一 | 松山市西垣生町1298番地 | |

| " | 武市敏 | 治 | 松山市東垣生町170番地 1 |
|----|--------|---|-----------------|
| " | 土屋勝 | 重 | 松山市東垣生町637番地 |
| " | 土屋孝 | 雄 | 松山市東垣生町516番地 |
| " | 大 原 久 | 直 | 松山市西垣生町1713番地8 |
| 監事 | 秀 野 俊之 | 助 | 松山市東垣生町552番地 |
| " | 忽那 | 清 | 松山市東垣生町836番地 5 |
| " | 中矢和 | 幸 | 松山市西垣生町1289番地 |
| " | 中矢米 | 和 | 松山市西垣生町1577番地 |
| " | 廣 田 友 | 作 | 松山市西垣生町1236番地 1 |
| " | 廣田友 | 作 | 松山市西垣生町1236番地 1 |

○愛媛県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 | | | 名 | 住 | 所 |
|-------|---|---|----|----|----------------|---|
| 理事 | 佃 | | 健- | 一郎 | 東温市上林甲2195番地 | |
| " | 八 | 木 | 利 | 文 | 東温市上林甲1602番地 1 | |
| " | 山 | 内 | | 茂 | 東温市下林甲663番地 1 | |
| " | 森 | | 敏 | 明 | 東温市上林甲528番地 | |
| " | 山 | 内 | 数 | 延 | 東温市上林甲700番地 | |
| " | 相 | 原 | 隆 | 利 | 東温市上林甲1052番地 | |
| " | 山 | 内 | 寛 | 朗 | 東温市上林甲1677番地 | |
| " | 山 | 内 | | 浩 | 東温市上林甲1684番地 2 | |
| " | 菅 | 原 | 隆 | 男 | 東温市上林甲2610番地 1 | |
| " | 日 | 野 | | 健 | 東温市上林甲1787番地 1 | |
| " | 森 | | | 定 | 東温市上林甲2779番地 | |

| " | 森 | | 泰 | 生 | 東温市上林甲2864番地 |
|----|---|---|---|---|----------------|
| " | 森 | | 浩 | 樹 | 東温市上林甲2918番地 5 |
| " | 渡 | 部 | 哲 | 男 | 東温市上林甲3073番地 |
| " | 渡 | 部 | 慶 | Ξ | 東温市上林甲3092番地 |
| 監事 | 林 | | 茂 | 樹 | 東温市上林甲3513番地 2 |
| " | 武 | 智 | 安 | 史 | 東温市上林甲1681番地 |
| | | | | | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|----------------|---|
| 理事 | 杉 本 | 栄 | 東温市上林甲858番地 | |
| " | 森 | 幸則 | 東温市上林甲3063番地 | |
| " | 山内 | 茂 | 東温市下林甲663番地 1 | |
| " | 桂浦 | 新 吾 | 東温市上林甲578番地 | |
| " | 村上 | 敬 | 東温市上林甲815番地 | |
| " | 片岡 | 満 | 東温市上林甲1876番地 | |
| " | 森 | 茂樹 | 東温市上林甲1419番地 | |
| " | 渡 部 | 伸 二 | 松山市南梅本町858番地 | |
| " | 佃 | 論 | 東温市上林甲2297番地 | |
| " | 仙波 | 克 元 | 東温市上林甲2563番地 | |
| " | 森 | 真 輝 | 東温市上林甲2850番地 1 | |
| " | 森 | 昭 治 | 東温市上林甲3580番地 | |
| " | 森 | 明 也 | 東温市上林甲2798番地 | |
| " | 森 | 修一 | 東温市上林甲2913番地 | |
| " | 佃 | 冨美子 | 東温市上林甲3255番地 | |
| 監事 | 日 野 | 隆 | 東温市上林甲3224番地 | |
| " | 林 | 茂樹 | 東温市上林甲3513番地 2 | |

○愛媛県告示第514号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 | | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|---|----------------|---|
| 理事 | 森 | 忠 | 能 | 東温市下林甲1581番地 | |
| " | 渡 | 部和 | 男 | 東温市下林甲1778番地 | |
| " | 石川 | 川明 | 弘 | 東温市下林甲1647番地 | |
| " | 松「 | 原 孝 | 征 | 東温市下林甲1489番地 | |
| " | 森 | 長 | 己 | 東温市下林甲1920番地 2 | |
| " | 越 | 智 政 | 稔 | 東温市下林甲1946番地 | |
| " | 野「 | 中哲 | 也 | 東温市下林甲2068番地 2 | |
| " | 青 | 森 | 猛 | 東温市下林甲2443番地 | |
| " | 高 | 橋 郁 | 典 | 東温市下林甲2320番地 | |
| " | 西村 | 村 道 | 夫 | 東温市下林甲2334番地3 | |
| " | 丹生征 | 谷順 | _ | 東温市下林甲2808番地 | |
| " | 竹札 | 村 秀 | 明 | 東温市下林甲2862番地 | |
| " | 竹札 | 村宗 | 春 | 東温市下林甲2631番地 | |
| " | 谷 柞 | 松 勝 | 利 | 東温市下林甲2751番地 2 | |
| " | 渡 | 部良 | 吾 | 東温市下林甲2267番地8 | |
| 監事 | 野「 | 中 | 勲 | 東温市下林甲2862番地3 | |

| " | 野 | 中 | 孝 | Ξ | 東温市下林甲1994番地 2 |
|---|---|---|---|---|----------------|
|---|---|---|---|---|----------------|

退任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|----------------|---|
| 理事 | 森 | 忠能 | 東温市下林甲1581番地 | |
| " | 松原 | 孝 征 | 東温市下林甲1489番地 | |
| " | 渡 部 | 高 則 | 東温市下林甲1764番地 | |
| " | 渡 部 | 良 吾 | 東温市下林甲2267番地8 | |
| " | 石 川 | 明 弘 | 東温市下林甲1647番地 | |
| " | 野中 | 正憲 | 東温市下林甲1900番地 | |
| " | 越 智 | 道治 | 東温市下林甲1974番地 1 | |
| " | 越 智 | 博 伸 | 東温市下林甲2075番地 | |
| " | 高橋 | 郁 典 | 東温市下林甲2320番地 | |
| " | 西 村 | 道夫 | 東温市下林甲2334番地3 | |
| " | 青 森 | 猛 | 東温市下林甲2443番地 | |
| " | 髙 橋 | 幸徳 | 東温市下林甲2555番地 | |
| " | 竹 村 | 秀明 | 東温市下林甲2862番地 | |
| " | 西 出 | 清 孝 | 東温市下林甲2679番地 1 | |
| " | 杉本 | 忠義 | 東温市下林甲2741番地 2 | |
| 監事 | 野中 | 博 敬 | 東温市下林甲1879番地 | |
| " | 野中 | 勲 | 東温市下林甲2862番地 3 | |

○愛媛県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就任

| 役員の種類 | 氏 | | | 名 | 住 | 所 |
|-------|---|---|---|---|--------------|---|
| 理事 | 大 | 西 | 和 | 重 | 東温市吉久555番地 | |
| " | 大 | 西 | 仁 | 志 | 東温市吉久538番地 | |
| " | 松 | 末 | 久 | 元 | 東温市吉久44番地 | |
| " | 大 | 西 | | 猛 | 東温市吉久135番地 1 | |
| " | 相 | 原 | 正 | 文 | 東温市吉久259番地 | |
| " | 相 | 原 | | 司 | 東温市吉久206番地 | |
| 監事 | 大 | 西 | 久 | 則 | 東温市吉久593番地 | |
| " | 大 | 野 | 隼 | 数 | 東温市吉久41番地 | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|--------------|---|
| 理事 | 相原 | 勉 | 東温市吉久203番地 | |
| " | 大 西 | 栄 二 | 東温市吉久428番地 1 | |
| " | 大 西 | 覚 | 東温市吉久412番地 | |
| " | 菅 野 | 真一 | 東温市吉久26番地 2 | |
| " | 大 野 | 利 幸 | 東温市吉久41番地 | |
| 監事 | 大 西 | 久 則 | 東温市吉久593番地 | |
| " | 高須賀 | 哲 | 東温市吉久214番地 2 | |

○愛媛県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住所 |
|-------|-----|-----|---------------|
| 理事 | 奥村 | 勲 | 東温市樋口200番地 1 |
| " | 藤田 | 孝 雄 | 東温市樋口224番地 |
| " | 藤田 | 恒 太 | 東温市樋口298番地 |
| " | 恒岡 | 和子 | 東温市樋口572番地 4 |
| " | 渡部 | 隆弘 | 東温市樋口714番地 |
| " | 水 田 | 巳 義 | 東温市樋口837番地 |
| " | 坂 本 | 佐登志 | 東温市樋口786番地 1 |
| " | 和 田 | 冨貴子 | 東温市樋口1245番地 |
| " | 田中 | 謙介 | 東温市樋口1259番地 5 |
| " | 大 西 | 時 男 | 東温市樋口1126番地 2 |
| 監事 | 藤田 | 耕蔵 | 東温市樋口807番地 |
| " | 和田 | 武 久 | 東温市樋口1293番地 |

退任

| 役員の種類 | 氏 | , | | 名 | 住 | 所 | | | | |
|-------|---|-------|---|---|--------------|---|--|--|--|--|
| 理事 | 田 | 中 | 康 | 雄 | 東温市樋口1196番地3 | | | | | |
| " | 河 | 内 | 哲 | _ | 東温市樋口285番地 1 | | | | | |
| " | 渡 | 部 | | 博 | 東温市樋口74番地 2 | | | | | |
| " | 和 | 田 | 忍 | 勝 | 東温市樋口236番地 | | | | | |
| " | 渡 | 部 | 孝 | 弘 | 東温市樋口574番地 | | | | | |
| " | 和 | 田 | | 浩 | 東温市樋口612番地 | | | | | |
| " | 水 | 田 | 弥 | 貴 | 東温市樋口845番地 | | | | | |
| " | 和 | 田 | 祥 | 造 | 東温市樋口700番地 4 | | | | | |
| " | 和 | 田 | 陽 | 治 | 東温市樋口1255番地 | | | | | |
| " 箇 | | Щ | 正 | 文 | 東温市樋口1142番地 | | | | | |
| 監事森 | | 本 明 徳 | | | 東温市樋口935番地 | | | | | |
| " | 恒 | 岡 | 恒 | 重 | 東温市横河原1343番地 | | | | | |

○愛媛県告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|-----|-----|---------------|---|
| 理事 | 水 田 | 巳 義 | 東温市樋口837番地 | |
| " | 藤田 | 恒 太 | 東温市樋口298番地 | |
| " | 田中 | 謙介 | 東温市樋口1259番地 5 | |
| " | 渡 部 | 隆弘 | 東温市樋口714番地 | |
| 監 事 | 藤田 | 耕蔵 | 東温市樋口807番地 | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | | | 名 | 住 | 所 |
|-------|---|---|---|---|---------------|---|
| 理事 | 田 | 中 | 康 | 雄 | 東温市樋口1196番地 3 | |
| " | 河 | 内 | 哲 | _ | 東温市樋口285番地 1 | |
| " | 和 | 田 | 忍 | 勝 | 東温市樋口236番地 | |
| " | 和 | 田 | 陽 | 治 | 東温市樋口1255番地 | |
| 監事 | 森 | 本 | 明 | 徳 | 東温市樋口935番地 | |

○愛媛県告示第518号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨 の届出があった。

平成26年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

| 役員 | 役員の 氏 名 一 | | | | | | 住 | 所 | | | |
|----|-----------|---|----|---|---|--------------|----|------|---------------|-----|------|
| 種 | 類 | | 7. | 1 | 1 | 変 | 更 | 前 | 变 | 更 | 後 |
| 理 | 事 | 大 | 西 | 基 | 沚 | 松山市朝 1番9号 | 生田 | 町四丁目 | 松山市朝 1番19号 | 月生田 | 町四丁目 |

○愛媛県告示第519号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 化ウ尼ウム雄士福東米ネの夕 称 | 指 | 定 | 居 | 宅 | 介 | 護 | 支 | 援 | 事 | 業 | 所 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------------------|----------------|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|-------|-----|--------------|---------|
| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | 拍化平月口 | リーこ人の種類 |
| 合同会社安 | 会社安居宅介護支援事業所岩水 | | | | | 愛 | 媛県南 | 宇和郡 | 愛南町 | 岩水162 | 2番地 | 平成26年 3 月15日 | 居宅介護支援 |

○愛媛県告示第520号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 指定居宅サービス事業者の | 指 | 定 | 居 | 宅 | サ | – Ľ | ス | 事 | 業 | 所 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | サービュル1年*5 | |
|-------------------------|------|------|------|-----|-------|------|------|-----|-------|------|---------------------------------------|------------------|--|
| 指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名 | 名 | | | | 称 | 所 | | 在 | | 地 | 廃止年月日 | サービスの種類 | |
| 株式会社ベルワイド | おるde | 新町短期 | 月入所: | 生活介 | :護事業所 | 愛媛県/ | 、幡浜市 | 字新町 | 272番地 | 1 1 | 平成26年 3 月31日 | 短期入所生活介護 | |
| 社会福祉法人城川町社会福祉施設協会 | 西予市城 | 川デイヤ | ナービ | スセン | ター | 愛媛県西 | 予市城 | 川町魚 | 成7026 | 番地 1 | 平成26年 3 月31日 | 通所介護 | |
| 社会福祉法人城川町社会福祉施設協会 | 西予市城 | 圳老人知 | 期入 | 所施設 | ŧ | 愛媛県西 | 予市城 | 川町魚 | 成7026 | 番地 1 | 平成26年 3 月31日 | 短期入所生活介護 | |

○愛媛県告示第521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 | 定 | 居 | 宅 | 介 | 護 | 支 | 援 | 事 | 業 | 所 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------------|--------------|-----|------|------|------|-----|----------|-----|-----|-------|------------|------------------|---------|
| 指足店七川護又抜事業有の名称 | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | 第 正 平 月 口 | リーこ人の種類 |
| 株式会社幸徳 | 居宅介護 | 支援事 | 業所幸 | 徳 | | 25 | 愛媛県南 | 宇和郡 | 愛南町 | 岩水162 | 2番地 | 平成26年 3 月14日 | 居宅介護支援 |
| 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 | 大洲市社 業所河辺 | 会福祉 | 上協議会 | 居宅が | 〉護支援 | 事愛 | 愛媛県大 | 洲市河 | 辺町植 | 松428番 | 手 地 | 平成26年3月31日 | 居宅介護支援 |
| 株式会社だんだん | 居宅介護 | 支援事 | 業所た | たんだん | υ | 型 1 | 愛媛県西 | 予市野 | 村町野 | 材 8 号 | 3480番地 | 平成26年3月31日 | 居宅介護支援 |
| 社会福祉法人野村町社会福祉協会 | 居宅介護 | 支援事 | 業所し | いのき | 克 | 2 | 愛媛県西 | 予市野 | 村町野 | 村 8 号 | 467番地 | 平成26年 3 月31日 | 居宅介護支援 |

○愛媛県告示第522号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 指定介護予防サービス事業者の | 指 | 定 | 介 | 護 | 予 | 防 | サ | - | ビ | ス | 事 | 業 | 所 | │ - 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----------|----------|------|------|--------------|------------------|
| 名が文は氏名 | 名称 | | | 所 | | ī | 玍 | | 地 | 展 工 牛 月 日 | ク こ人の行業祭 | | | | |
| 株式会社ベルワイド | おるde | e 新町 | 短期) | \所生 | 活介詞 | 隻事業. | 所 愛 | 媛県/ | \幡浜 | 市字 | 新町27 | '2番地 | 1 | 平成26年 3 月31日 | 介護予防短期入所 生活介護 |
| 社会福祉法人城川町社会福祉施設協会 | 西予市場 | 成川デ | イサ- | -ビス | セング | ター | 愛 | 媛県西 | 西予市 | 城川 | 町魚成 | 7026 | 番地 1 | 平成26年 3 月31日 | 介護予防通所介護 |
| 社会福祉法人城川町社会福祉施設協会 | 西予市均 | 机川老 | 人短期 | 月入所 | 施設 | | 愛 | 媛県四 | 西予市 | 城川 | 叮魚成 | 7026 | 番地 1 | 平成26年 3 月31日 | 介護予防短期入所 生活介護 |

○愛媛県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出があった。 平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| | 指定介護老人福祉施設の 開設者の名称 | 指 | 定 | 介 | 護 | 老 | 人 | 福 | 祉 | 施 | 設 | 辞退年月日 | サービスの種類 | |
|----|-----------------------|-----------|------|------|------|-------|----------|-----|------|------|-------|-------|--------------|----------|
| | 開 設 者 | の 名 称 | 名 | | | | 称 | 所 | | 在 | | 地 | H 区 千 万 口 | サービスの程類 |
| ₹. | 上会福祉法人城川 | 町社会福祉施設協会 | 西予市特 | 別養護者 | き人ホー | - ム寿楽 | 逆 | 愛媛県 | 西予市均 | 成川町魚 | 成7026 | 番地 1 | 平成26年 3 月31日 | 介護老人福祉施設 |

○愛媛県告示第524号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 指定介護療養型医療施設の開設者の 名 称 又 は 氏 名 | 指 | 定 | 介 | 護 | 療 | 養 | 型 | 医 | 療 | 施 | 設 | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|---------------------------------|------|-----|---|---|---|---|-----|-----|------|----|---|--------------|---------------|
| | 名 | | | | 称 | | 所 | | 在 | | 地 | | |
| 医療法人神南会 | 久保内科 | 循環器 | 科 | | | 愛 | 媛県大 | 州市新 | 谷町甲1 | 18 | | 平成26年 3 月31日 | 介護療養型医療施 設 |

○愛媛県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 城辺町緑僧都土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第526号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 大久保山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 4 月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種 | 類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | X | 間 | 供用開始の日 |
|------|---|---|-----|---|------------------|---|------|---|---|---|---|--------------|
| 県 | 道 | 蔵 | 川大谷 | 線 | 大洲市肱川町大同町大谷3160番 | | 2 から | | | | | 平成26年 4 月22日 |

○愛媛県告示第528号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断する身体障害の種類 | | | | 診療科名 | | | | 院 所 の | | は 称 | 医 | 師 | 氏 | 名 | 同左所在地 | 指定年月日 | | |
|-------------|-----|----|-----|------|----|----|-----|-------|-----|--------|-----|------------|---|---|-------|-------|-----------------|---------------|
| 音声、清障害 | 言語機 | 能障 | 害、『 | 平衡梯 | 畿能 | 脳神 | 経夕 | 科 | 大 洲 | 中乡 | 夬 焨 | 病 院 | 重 | Ш | 誠 | П | 大洲市東大洲 5 番地 | 平成 26年4月1日 |
| 肢 | 体 | 不 | É | 1 | 曲 | 整开 | ∮ 外 | 科 | 医療法 | 大針 | 東野: | 病院 | 鎌 | 野 | 俊 | 哉 | 宇和島市広小路 2 番49号 | 平成 26年4月1日 |
| 呼吸 | 器 | 機 | 能 | 障 | 害 | 外 | | 科 | 住友 | 別日 | 子 症 | 第 院 | 花 | 岡 | 俊 | 仁 | 新居浜市王子町 3 番 1 号 | 平成 26年4月1日 |
| ľλ | 臓 | 機 | 能 | 障 | 害 | 腎臓 | 域 内 | 科 | 住 友 | 別日 | 子派 | 第 院 | 堀 | 元 | 直 | 哉 | 新居浜市王子町 3 番 1 号 | 平成 26年4月1日 |

○愛媛県告示第529号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医 | 師 | 氏名 | 旧 所 | 在 地 | 新 所 | 在 地 | 変 更 |
|---|---|-----|------------------------|-----------------|-----------------------|------------|---------------|
| | | | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 年月日 |
| Щ | 岡 | 慎太朗 | 社会医療法人石川記念会 H I T O 病院 | 四国中央市上分町788 - 1 | 国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院 | 東温市志津川 | 平成25年 4月1日 |
| 高 | 原 | 完 祐 | 四国中央市国民健康保険新宮 診療所 | 四国中央市新宮町新宮50 | 愛媛十全医療学院附属病院 | 東温市南方561番地 | 平成26年 1月1日 |

| 杉 | 下 | 博 | 基 | 国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院 | 東温市志津川 | 医療法人陽成会広瀬病院 | 今治市拝志 1 - 26 | 平成26年 4月1日 |
|---|---|---|---|-----------------------|--------|-------------|-----------------|---------------|
| 宇 | 田 | 尚 | 史 | 国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院 | 東温市志津川 | 市立八幡浜総合病院 | 八幡浜市大平 1 番耕地638 | 平成26年 4月1日 |

○愛媛県告示第530号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病 院 又 は 診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 届出年月日 |
|--------------------------------------|-------|-----------------------|---------|-------------------|------------------|
| 肢体不自由・ぼうこう又は直腸 機能障害 | 外科 | 瀬 戸 内 海 病 院 | 熊 田 佳 郎 | 今治市北宝来町2丁目4番地9 | 平成 26年1月1日 |
| 心臓・呼吸器機能障害 | 循環器科 | 瀬戸内海病院 | 徳 永 尚 登 | 今治市北宝来町2丁目4番地9 | 平成 26年1月1日 |
| 肢体不自由・ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害 | 消化器外科 | 愛媛県立新居浜病院 | 吉 山 広 嗣 | 新居浜市本郷3丁目1番1号 | 平成 26年1月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害 | 外 科 | 今治市医師会市民病 院 | 白 井 信 | 今治市別宮町7丁目1番40号 | 平成 26年1月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害 | 外 科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 古手川 洋 志 | 東温市志津川 | 平成 26年1月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・小腸・肝臓機能障害 | 内 科 | 社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院 | 石口絵梨 | 西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1 | 平成 26年 2 月28日 |
| 肢 体 不 自 由 | 内 科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 辻 井 智 明 | 東温市志津川 | 平成 26年 2 月28日 |
| 肢 体 不 自 由 | 整形外科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 石 丸 雅 巳 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 聴覚障害、平衡機能障害、音声、 言語、そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 高木太郎 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 聴覚障害、平衡機能障害、音声、 言語、そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 三谷壮平 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 聴覚障害・平衡機能障害・音声、 言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 暁 清文 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 聴覚障害・平衡機能障害・音声、 言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 上甲智規 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 聴覚障害・平衡機能障害・音声、 言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院 | 八幡隆史 | 東温市志津川 | 平成 26年 3 月24日 |
| 心臓・呼吸器機能障害 | 内 科 | 公立学校共済組合四 国中央病院 | 三 次 実 | 四国中央市川之江町2233番地 | 平成 26年 3 月26日 |
| 肢 体 不 自 由 | 整形外科 | 公立学校共済組合四 国中央病院 | 小 林 大 | 四国中央市川之江町2233番地 | 平成 26年 3 月26日 |
| | | | | | |

公 告

○公 告

徴税吏員証の無効公告について

次の証票は、平成26年1月25日以降無効とする。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

徴税吏員証

第623号

南予地方局 主事 大 原 望 平成24年4月1日交付

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

第三次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守 運用管理業務の委託

- (2) 借入物品名、委託業務名及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品及び委託業務の内容等 仕様書による。
- (4) 借入期間及び委託期間

平成26年12月1日から平成32年11月30日まで

- (5) 借入場所及び委託業務の履行場所 仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準に基づき、所定の手 続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札 等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札 参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、か つ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に 該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) ISO9001及びISO27001の認証を取得している者である こと
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び運用管理の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県企画振興部管理局情報政策課情報企画グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2286

- (2) 入札書の受領期限
 - ア 電子入札による場合は、平成26年6月11日(水)から同月 13日(金)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の 休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1 項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の 日の午前9時から午後8時まで(最終日は午前9時59分まで) をいう。)に提出すること。
 - イ 紙入札による場合は、開札の日時に開札の場所へ持参して 提出し、又は平成26年6月13日(金)午前9時59分までに(1) に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便で これらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年6月13日(金)午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部管理局情報政策課システム設 計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書(以下「審査申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

- (ア) 電子入札による場合は、平成26年4月22日(火)から同年5月19日(月)までの電子入札システムの稼働時間中(県の休日以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)をいう。)に提出すること。
- (4) 紙入札による場合は、平成26年5月19日(月)午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。
- イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成26年5月 19日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ、委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The Tertiary Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 13 June 2014
- (3) For further information, please contact: Computerization Planning Group, Information Technology Division, Administration Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570 Japan

Tel 089 912 2286

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

第三次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線 サービスの調達

(2) 調達役務名及び数量

第三次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線 サービス 一式

(3) 調達役務の内容等 仕様書による。

(4) 調達開始日

平成26年12月1日

(5) 調達場所 仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、紙入札により行う。

イ 入札金額は、調達役務に係る導入の一時費用の額及び費用 の月額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、か つ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に 該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (3) 調達開始日までに適切かつ確実に回線サービスが提供できる 体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 障害への対応、点検、保守その他アフターサービスを長期に わたり円滑に実施できる体制が整備されていることを証明した 者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県企画振興部管理局情報政策課情報企画グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 2286

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成26年6月18日(水)午前9時59分までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成26年6月18日(水)午前10時

愛媛県庁本館 1 階 企画振興部管理局情報政策課システム設 計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成26年5月26日(月)午後5時までに3(1)に掲げる場所 へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による確認申請書の取扱い

郵送等により確認申請書を提出する場合は、平成26年5月 26日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

否(愛媛県会計規則第149条第2項第5号該当)

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を調達できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the line service to be rendered: Supply of backbone network for The Tertiary Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set
- $\left(2\right)$ Time limit of tender: 10:00 a m ., 18 June 2014
- (3) For further information , please contact: Computerization Planning Group , Information Technology Division , Administration Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan Tel 089 912 2286

平成26年 4 月22日 発行